

◇登園届について◇

【A】 または 【B】 の感染症と医師の診断を受けた場合、登園届が必要となります。

【A】 医師が記入した登園届が必要となる感染症

感染症名	登園の目安
麻疹(はしか)	解熱後3日経過していること
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること
風しん	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること

【B】 保護者が記入した登園届が必要となる感染症

感染症名	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化していること
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと